

定期監査報告書

第1 準拠基準

青森市監査基準

第2 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項）

第3 監査の対象、日程及び実施場所

次表に掲げる日程において、各部局に属する財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理を対象として監査を実施した。

日 程	対 象 部 局		実 施 場 所
	部 等	課 等	
令和7年10月29日から 令和8年2月13日まで	市 民 病 院	市民病院事務局総務課 新病院整備推進課 高等看護学院 浪岡病院事務局	<ul style="list-style-type: none">青森市民病院高等看護学院浪岡病院監査対象部局執務室監査委員室
令和7年11月14日から 令和8年2月13日まで	水 道 部	総 務 課 営 業 課 上 水 道 整 備 課 横 内 浄 水 課 堤 川 浄 水 課 施 設 課 給 排 水 課 下 水 道 整 備 課 八 重 田 浄 化 セ ン タ ー 蜷 貝 ポ ン プ 場 上 下 水 道 課	<ul style="list-style-type: none">水道部本庁舎浪岡庁舎監査対象部局執務室監査委員室

<p>令和8年 1月 9日から 令和8年 2月13日まで</p>	<p>福 祉 部</p>	<p>福 祉 政 策 課 指 導 監 査 課 障 が い 者 支 援 課 介 護 保 険 課 高 齢 者 支 援 課 生 活 福 祉 一 課 生 活 福 祉 二 課</p>	<p>・ 監査委員事務局 ・ 監査対象部局執務室 ・ 監査委員室</p>
--------------------------------------	--------------	--	--

第4 監査の着眼点

- 1 現金取扱事務は適正に行われているか
- 2 金券等（切手等）の使用及び保管管理は適正に行われているか
- 3 補助金、負担金等において、違法・不当な支出又は不適切な支出はないか
- 4 契約事務（契約方法、契約手続等）は適正に行われているか
- 5 公の施設の指定管理者に係る事務が適正に行われているか
- 6 滞納整理事務は適正に行われているか
- 7 使用料・手数料に係る調定事務・徴収事務が適正に行われているか
- 8 財産管理事務が適正に行われているか

第5 監査の主な実施内容

監査委員事務局の職員による予備監査（試査による書類の閲覧・証憑突合・帳簿突合などを行う書類監査又は実地において実査・立会などを行う実地監査）を実施した後、監査委員が事情聴取及び質問を行う委員監査を実施した。

第6 監査の結果

上記のとおり監査した限りにおいて、次の指摘事項を除き、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われていると認められる。

指摘事項については、速やかに適切な措置を講じられたい。

【指摘事項】

- 1 旅行復命の専決者に誤りがあった。

＜青森市病院処務規則第9条＞

（市民病院 浪岡病院事務局）

- 2 委託業務の検査の復命に係る専決者に誤りがあった。
＜青森市企業局事務専決規程第3条＞ (水道部 総務課)
- 3 最低制限価格調書に予定価格設定日が記入されていなかった。
＜契約事務の手引き＞ (水道部 総務課)
- 4 行政財産目的外使用許可に係る専決者に誤りがあった。
＜青森市企業局事務専決規程第3条＞ (水道部 総務課)